

議案第47号

安曇野市堀金総合福祉センター条例の一部を改正する条例

安曇野市堀金総合福祉センター条例（平成17年安曇野市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第1条第2項に掲げる施設のうち、デイサービスセンター」を「総合福祉センター」に改め、同条第2項中「デイサービスセンター」を「総合福祉センター」に、「有する者」を「有するもの」に改める。

第4条第2号中「デイサービスセンター」を「総合福祉センター」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「デイサービスセンターの建物」を「総合福祉センターの施設」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

（1） 老人福祉センターの利用の許可に関する業務

第5条ただし書を次のように改める。

ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

第6条中「応じて」を「応じ」に、「掲げる者」を「定める者」に改める。

第7条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第9条を削る。

第8条の見出し中「取消し」の次に「等」を加え、同条中「市長」を「指定管理者」に、「前条第1項の許可を受けた」を「総合福祉センターを利用する」に改め、同条第5号中「前条第2項各号」を「第7条第2項各号」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（利用の制限）

第8条 総合福祉センターを利用する者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

（1） 前条第2項各号に該当する行為

（2） 前条第3項の規定により付された条件に違反する行為

第10条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 老人福祉センターの利用に係る料金は、無料とする。

第12条を削り、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の安曇野市堀金総合福祉センター条例の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和 7 年 6 月 6 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第48号

安曇野市明科総合福祉センター条例の一部を改正する条例

安曇野市明科総合福祉センター条例（平成17年安曇野市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「部門」を「施設」に改める。

第3条第1項中「第1条第2項に掲げる部門のうち、デイサービスセンター」を「総合福祉センター」に改め、同条第2項中「デイサービスセンター」を「総合福祉センター」に、「有する者」を「有するもの」に改める。

第4条第1号中「デイサービスセンター」を「福祉センター及び陶芸作業所」に改め、同条第2号及び第3号中「デイサービスセンター」を「総合福祉センター」に改める。

第5条（見出しを含む。）中「休業日」を「休館日」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

第5条の表福祉センター及び陶芸作業所の項利用時間の欄中「開館時間は」を削り、「まで。」を「まで（」に、「利用時間は」を「利用時間は、」に、「午後9時まで」を「午後9時まで）」に改める。

第6条の見出し中「対象者」を「利用者」に改め、同条中「応じて」を「応じ」に、「掲げる者」を「定める者」に改め、同条第1号ただし書中「及び」の次に「その」を加える。

第7条第1項各号列記以外の部分中「総合福祉センターの施設」を「福祉センター及び陶芸作業所」に改め、同項中「市長又は」を「あらかじめ」に改め、「（以下「市長等」という。）」を削り、同項ただし書中「ただし、」の次に「指定管理者は、当該許可を受けようとする者が」を、「次の」の次に「各号の」を加え、「利用の」を「当該」に改め、同項第1号中「乱す」の次に「おそれがあると認められる」を加え、同項第2号中「総合福祉センターの施設」を「福祉センター及び陶芸作業所の建物」に改め、「滅失する」の次に「おそれがあると認められる」を加え、同項第3号中「市長等」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長等は、必要があると認めるときは」を「指定管理者は、前項の許可をするときは、施設の管理上必要な」に改める。

第8条中「の利用者等」を「を利用する者」に改め、同条各号を次のように改める。

（1） 前条第1項各号に該当する行為

（2） 前条第2項の規定により付された条件に違反する行為

第9条の見出し中「取消し」の次に「等」を加え、同条中「市長等」を「指定管理者」に、「利用者」を「総合福祉センターを利用する者」に改め、「次の」の次に「各号の」を加え、「取り消す」を「取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止する」に改め、同

条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第7条第1項各号のいずれかに該当するとき。

第10条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「施設」を「建物」に、「使用料」を「利用に係る料金」に改め、「定める額」の次に「の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるもの」を加え、同条第2項中「（以下「利用料金」という。）」を削り、同条第3項中「市長等」を「指定管理者」に、「使用料又は」を「総合福祉センターの」に改め、「利用」の次に「に係る」を加え、同条第4項中「デイサービスセンター」を「総合福祉センター」に改め、「利用」の次に「に係る」を加える。

別表中「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の安曇野市明科総合福祉センター条例の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和7年6月6日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第49号

安曇野市保健センター条例の一部を改正する条例

安曇野市保健センター条例（平成17年安曇野市条例第119号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の2項を加える。

- 2 保健センターのうち、安曇野市堀金保健センター及び安曇野市明科保健センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。
- 3 指定管理者は、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年安曇野市条例第20号）第4条第1項の規定によるものであって、かつ、安曇野市堀金保健センター及び安曇野市明科保健センターの設置の目的を効果的に達成するために必要な能力を有するものとする。

第4条の次に次の1条を加える。

（指定管理者が行う業務）

第4条の2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 安曇野市堀金保健センター及び安曇野市明科保健センターの施設、設備及び備品の維持管理に関する業務
- （2） 安曇野市堀金保健センター及び安曇野市明科保健センターの運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

第5条第3項及び第6条第3項中「認めたとき」の次に「、又は指定管理者が特に必要と認めた場合において、あらかじめ市長の承認を得たとき」を加える。

第9条第1項中「市長」の次に「又は指定管理者」を加える。

第12条中「施設」の次に「、設備、備品その他の物件」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の安曇野市保健センター条例の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和7年6月6日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第50号

安曇野市明科学習館条例の一部を改正する条例

安曇野市明科学習館条例（平成18年安曇野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法」を「市民への生涯学習の場を提供するため、地方自治法」に改め、「、市民への生涯学習の場を提供するため」を削る。

第3条第2号中「の催し」を削る。

第7条第1項及び第2項各号列記以外の部分中「者」を「もの」に改め、同条第3項中「付する」を「付す」に改める。

第8条中「者」を「もの」に改める。

第11条中「の利用者」を「を利用するもの」に改め、同条第2号中「現状」を「原状」に改める。

第12条第1項前段中「者」を「もの」に改め、同項中「次の」の次に「各号」を加え、同項後段を削り、同項第2号中「該当する」を「掲げる」に改め、同条第2項中「の利用者」を「を利用するもの」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定により許可を取り消し、又は前項の規定により利用を禁止したときに生じた損害に対しては、市は責を負わない。

第13条中「の利用者」を「を利用するもの」に改める。

第14条中「者」を「もの」に改める。

別表の1 施設の表の備考を次のように改める。

備考 物販、広告宣伝等で施設を利用する場合は、規定の使用料に100分の30を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を加算する。

別表の2 設備・備品の表の備考を削る。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

令和7年6月6日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第51号

安曇野市立認定こども園条例の一部を改正する条例

安曇野市立認定こども園条例（平成28年安曇野市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「第1条各号」を「第1条の5各号」に改める。

別表中「1068番地1」を「779番地1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

令和7年6月6日 提出

安曇野市長 太田 寛